



愛媛県報

発行 愛媛県

平成25年10月22日火曜日 第2515号

◇ 目 次 ◇
告 示

保安林の指定施業要件を変更する旨の通知..... (森林整備課) ... 852

新たな土地改良事業の施行の認可..... (南予地方局農村整備課) ... 852

告 示

○愛媛県告示第1155号

次の保安林の指定施業要件を変更する旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成25年10月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
四国中央市富郷町津根山字葛川山乙195の1、乙195の2、字折宇山乙232
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び四国中央市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第1156号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、宇和島市土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（維持管理）の施行を平成25年10月11日認可した。

平成25年10月22日

愛媛県南予地方局長 三 好 伊佐夫